

オリエンタル白石 安全・環境協議会 業務細則

(目的)

第1条 この細則は、オリエンタル白石安全・環境協議会(以下、「本会」という)会則第19条に基づき、本会の運営上必要な事項について定めることを目的とする。

(支店役員の変更)

第2条 支店協議会役員に変更が生じた場合は、全国協議会に報告する。

(事務局の行う会計業務)

第3条 事務局の行う会計業務は、以下の内容とする。

全国協議会においては、

- 会費及び会社負担金の徴収事務に関する事項
- 法定外補償保険への加入手続きに関する事項
- 保険給付を受ける際の支援業務
- 支店配賦金の交付事務に関する事項
- 全国協議会役員会における会計報告等の会計事務に関する事項
- 日常的な出納に関する事項
- その他運営にあたり必要な事項

支店協議会においては、

- 保険給付を受ける際の手続き業務に関する事項
- 支店助成金の保管ならびに収支に関する事項
- 支店協議会役員会及び総会における会計報告その他支店協議会の会計事務に関する事項

(支店配賦金)

第4条 支店配賦金は、全国協議会事務局において前年度徴収会費・工事量等を勘案して配賦計画を立案し、全国協議会役員会で決定し、配賦する。会計は一年毎に決算し、支店協議会会長の決裁を受けて、全国協議会事務局に報告する。

(配賦金の使途)

第5条 配賦金は、次に定める経費の一部に使用するものとする。

- 会の定めにより開催する役員会に係る費用
- 会社及び会員が共同して行う店社安全大会・安全パトロール等の安全衛生環境活動に関する費用
- 会員に対する安全衛生にかかわる教育資料、教材及び配布資料に関する費用

会員に対する安全衛生等にかかわる表彰に関する費用
会員に対する通信費
その他特に本社事務局から指示した事項に伴う費用

(疑義の措置)

第6条 会務の執行において、協議会会則及び各細則によっても尚、疑義の生じた場合は全国協議会役員会議にて協議し決定する。止むを得ない場合は、全国協議会会長の判断に従い、次の全国協議会役員会議にて報告承認する。

(会則・細則の改正)

第7条 協議会会則及び各細則の改正は、全国協議会役員会議において審議決定する。緊急止むを得ない場合は、全国協議会会長・副会長の協議により決定し、次の全国協議会役員会議において承認する。

付 則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。